

特35
812

藏

明治九年圖書局交付

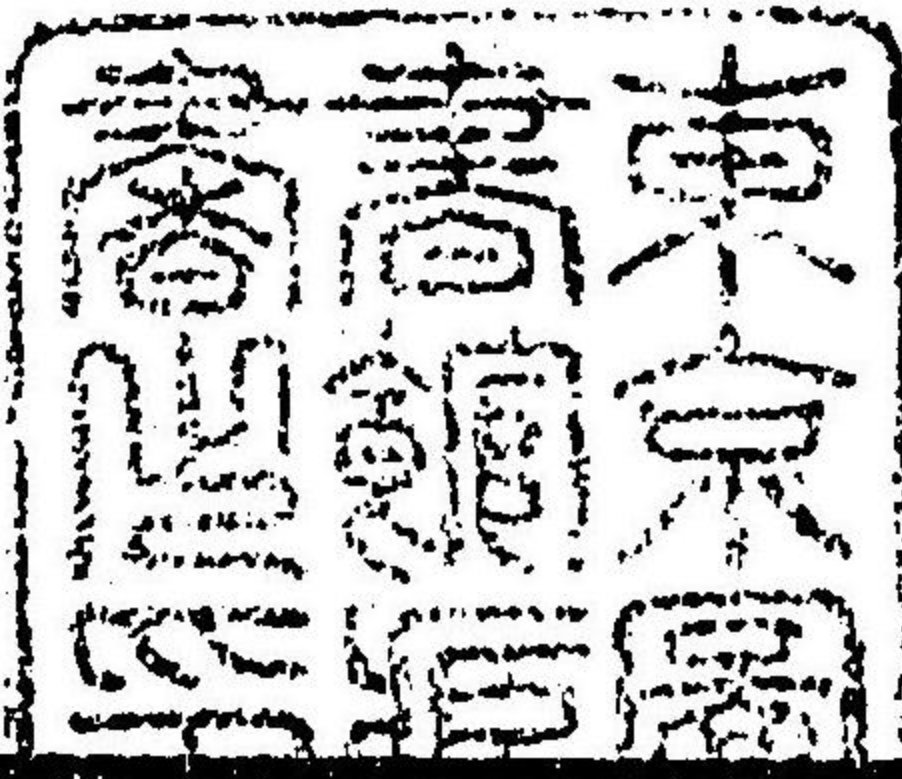
神

衆生衆教並行無礙知



被す免る所

古言なりと云ふは其の意は
と云ふは其の意は其の意は
其の意は其の意は其の意は
其の意は其の意は其の意は
其の意は其の意は其の意は
其の意は其の意は其の意は
其の意は其の意は其の意は
其の意は其の意は其の意は



を除くべきがあるべし。妨害をある物との何ぞ

則心身の罪穢あり。先師二宮翁の歌お日々くもつ

る心のうちありあくる。洗ひ流し我を助けよとあ

り。歌の心は日々思まばしらば。人の心は積る塵

芥則過ち犯す處の罪穢を。とをぎとらひ洗ひ流し

て。我身我靈魂を助けよと諭させらるあり。抑此心

のうち芥罪穢ハ。いふある處より起ると云ふ。喜怒

憂懼愛惡欲の七情より起ると。人を惡し人を好む

み。人を好む人をきらみ人をきらむやも。又惜しい

欲しむ等の。私心より生じ思まばしらば。心よつ

り身よけりて。終る穢深く罪重き身とあり。顯

せよハ身を亡し家を失ひ。幽世のハ靈魂を。其

元は復歸する事を得ざらむ。永く苦患を受しむ

るに至る形。能くおもむべきあるべし。此

罪穢をおもぬ心掛方ハ。常に不淨ハ罪咎の本と

事を思ひ清潔を心掛け。時々己が内心を顧み。私欲

邪念ゴウモンを去り正直の心掛を專一ジュウイチに備過ヒキシラの氣質の
偏ヒナより起る物あり。氣質は偏ヒナ處トコロの心を付て。過
るき様も心掛け。過ありは速タカ改め。又清スめる物の
必上り。濁ニる物の必下る天理を恐オソむ慎ツツし。靈魂を
清スして濁ニさぬ様も心掛あり。先ハ罪穢ツメハあき譯ワあ
れども。此心掛方ハ予々著せる富國捷徑初ハツ心掛
も勤ツトてもあしといひ難ツハ。日々も過オカら犯オカせる罪穢
あり。是凡人の道ミチも難ツき處あり。なとつば着キて居る

衣類ハ。いづも氣を付心を付るとも。いづとなく垢カ
付ツると。家の内ハ朝夕さらへども。おのづから塵チリ
芥カイあり。庭ハ日々掃除ソウジせども。木の葉積り草生
きるあり。夫衣垢付けハ虱シラミを生ト。物腐敗クサききバ汚
蒼蠅ソウロウ集り。庭ニハ草ありハ蛇蜈蚣ヘビムカデ住スむ如く心身罪
穢ツメあり。禍災ワザイ必起る是則神理なり。さきバ此罪穢
もど。恐ろしき物の世の中もあつて。本居翁の歌も
身も家も國も穢ツメきあけられ。神のいとまの

しき罪をいふ。けりせいの。しの字ハ助詞あり。
ゆゑ敷といひゆゑ敷大事あど。云て其敷を云へ。穢ハ
神の忌をさらひゆゑ。甚しき罪をいふ。ゆゑあ
り。上るいふゆゑ。諸の禍事ハ。その元皆罪穢より
起りて。甚しきハ身を失ひ家を亡し。死し。霊魂を
し。ゆゑ元ハ復歸する事を得き。永く苦患
を受しむるも至る。恐むざるべけんや。さむげ身体
を清潔もするハ。災禍を免む無病長壽を願ふ道。心

穢

魂を清浄もするハ。顯世幽世の幸福を求め安寧を
得る道あり。借つぬと云ハ元ツ、ミと云詞の約り
たるも。ツ、マンツ、ミツ、ムツ、メと活用く
詞あり。ツ、ミ則ツミと云詞ハ。何事もとも悪き事
あるを云詞あり。さむげバツミと云詞ハ。罪の字ハ字
義といひ少く異なり。元悪行のミを云ハあ
げ疾病災害又穢き事醜き事其外凡て世も悪しと
し。悪も嫌ふ様の事ハ皆是をツミと云。皇國の

穢

古言ある本居翁曰。大被の詞も罪と載らむともを
 別々の四種あるあり。其中穢を以て第一の罪とし。
 第二の奸第三の災害第四の悪行ありと。させば不
 淨穢ハ罪咎の本なる神理明りあり。字書ハ奸ハ邪
 之とあり。所謂邪淫あり。已ガ妻もあらざる婦人
 通ト娼妓ハ戯るの類を云。罪ある事云も及む
 ぎ。災害も亦罪あり。悪行ハ論を待たば。然ハあむと
 此大被の詞の事ハいと上代の事もて。其論今盡し

難し。大被詞の註釋數部あり参考しと知らるべき
 あり

爰ハ我皇國開闢元始の時と傳來したる。大被解
 除の法あり。則神教の一つもして。神教の正顯幽ニ
 不淨を清淨も轉ト。災害を幸福とるハの神法あ
 り。その法ハ天津御祖の神。天下萬生を深く憐ませ
 玉ひて。人々心身の罪科。陰密おして自己ハ心付は
 勿論官よりハ罰もつらとる。罪咎。又心中ニ在て

未だ心外も出ざる罪惡等を被ひ。まゝと身体の汚穢
を滌除し。不淨を清淨ならしめ。災害を幸福あり
め。神明の宥恕を蒙り愛憐を受け。顯幽二世の安
寧を得しむむ為。天津神より授け給へる神法も
。則神代もイザナギの大神。是を傳へ給ひたり。
人の世も傳はり。御代々々も行むるを。中世以來
漸く衰へ。近世も至りてハ廢絶するあり。然るも方
今王政一新文明開化の聖世とも。明治四年六月

恐多くも有難くも。絶く久しき大枝の舊儀を。御再
興ヨサ成り。猶又明治五年壬申六月海内一般。執行を
爲し旨仰出さ。御布告在らせらむる式左のこ

昨年六月大枝之舊儀御再興被為在。追々天下
一般修行可致旨被仰出候處。今般別紙之通被
式御一定相成候条。於各地方官御趣旨行届候
様。厚相心得可申事

壬申六月

大被式

六月十二月晦日兩度ニ。官社以下總テ此式ヲ行フ。府縣官員ヨリ庶民ニ至ルマテ。社參シテ被スヘシ

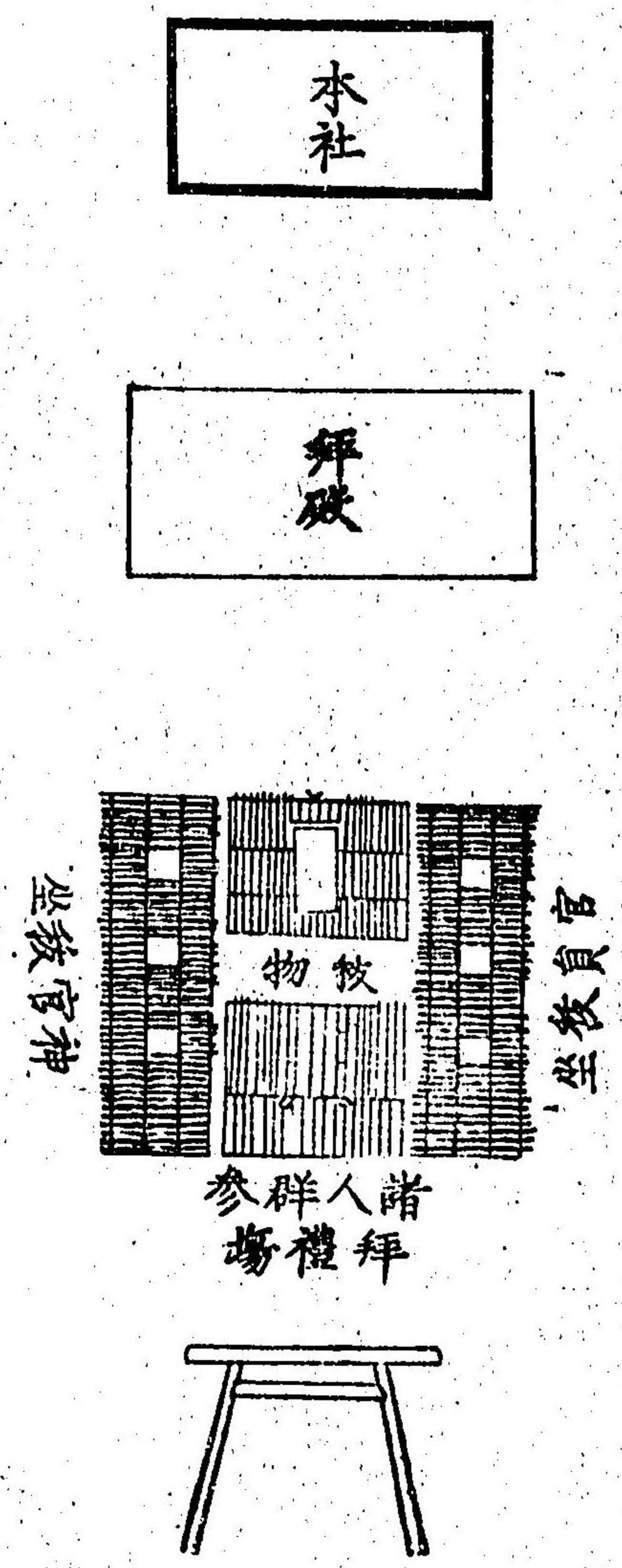
本日社頭ニ被ノ座ヲ設ケ被物ヲ陳ス

其儀庭上ノ左右ニ新薦ヲ敷キ。官員神官ノ

負ニ隨テ。圓座或ハハヲ設ケ被ノ座トス。中

央ニ高机ヲ立テ。被物ヲ置キ其前ニ被詞ノ座ヲ設ク

敷設圖



晝第二時官員神官被坐ニ着ク。次官司或祠

進テ神殿ニ昇リ閑扉ス

次官司祝詞ヲ奏ス再拜

祝詞略

右の御布告ありしより。官國幣社ハ勿論縣鄉村社
亦至るまで。一時も行渡りて執行せぬ社ハなく。天
下の人民知らばく。神恩を蒙るも至きり。いりぬ有
難く尊き事ありしや。然ハあまき此大被の大意此
片もしむるも人少し。その絶々久しき神事お

せば。参拜する氏子の人々ハ。いりなる譯の神事と
いふ事を知らざるハ。勿論の事あるも。僻遠遐陬
亦至るハ。是を執行する神官も。又其道理を了解
せぬもありし。然ありしハ天朝至仁の思召。下る
貫徹せぬのそあらば。敬神の道も行せぬ。遺憾の
至りと云ふべし。おそれ拙劣いふまでもあらぬ。と。
教院亦し。あまきハ慨歎も堪えん。先師の説を略
記して童蒙を示さるる

夫大被ハ何程尊ウツクき神事ありとも遊ユウホ歩ホがてら只参詣マクせしのともあり。利益リキのあるつぎ道理道理あり抑オス此大被ハ前マもららへる如ごとく。不浄フジヨウを清浄セイジヨウに轉マじ。罪穢ツミを吉善キケンに轉マざる神事カミコトあるべ。大オホに心得ココロエのある事コトあり。その心得ココロエといふは平日ヘイニチ心ココロも掛カか。六月十二月といふは二十五日ニジュゴニチを限カりして。人ヒトより借カる物モノ預アりたるはのを。とく調査テウサして是を返カし。又返カさせともも宜ヨシしき物モノ。返カさせぬ物モノハその旨ツキを先方サキカタに言コト入ケらせ。九

此方の誠心マコトココロを通スじ。又人ヒトに貸カしたるはのハ斯カ々を此許ココへ貸カしたるは成ナると言コト事コトを記ヒして。催促サイソウあるはあらず言コトひやり。扱アつくべき物モノハ仰オウり。返カさせぬ物モノハ返カし。謝アいまづ事コトハ謝アいまづ。本日コンニチに至キらば先湯サキユありして。一ヒト心ココロにて神事カミコト未マだ始ハまらざる前マに社頭ヤシロに参マりて。一ヒト心ココロにて神拜カミユイありし。いまづも疑念ギネンを抱カらず。厚コトく神教カミノコトの神理カミコトを信マじ。能心ネンシンを鎮シめて。已マだ過チち犯オカして往事オウジの罪穢ツミの个條コトを。我ガと我心中ガココロに考カへ索ソクめららし。斯カ々を九

々の事あり。又上の御布令を輕侮せし事あり。又親
 の心も背きし事あり。兄は教訓を用ゐざる事あり。
 朋友の約を忘さし事あり。人を怨みし事あり。人を
 妬みし事あり。人かぬところの事あり。人を惡し
 し事あり。人を排しし事あり。人を輕慢し事あり
 他は羨みし事あり。他の損を掛し事あり。他の事業
 を妨げし事あり。已む勝むる者か厭ひし事あり。已
 む劣むる者を蔑如せし事あり。已む才ある者より

事あり。過て改ざる事あり。欲を恣おせし事あり。神
 拜を怠りし事あり。靈舎を拜せし事あり。祭日
 を祭らざりし事あり。約規を忘せたりし事あり。妖
 妄の言を信しし事あり。事あり。事あり。事あり。往
 事中心に覺ある罪科の个條を。心中に悉く數へし。
 自ら我身我心をせめ。深く耻ぢ痛く悔ひて。斯く過
 ち犯しし罪穢を今日の大赦に。赦ひ玉ひ清め玉ひ
 て。見直し聞直したまひ。愛憐をうせさせ玉ひと祈

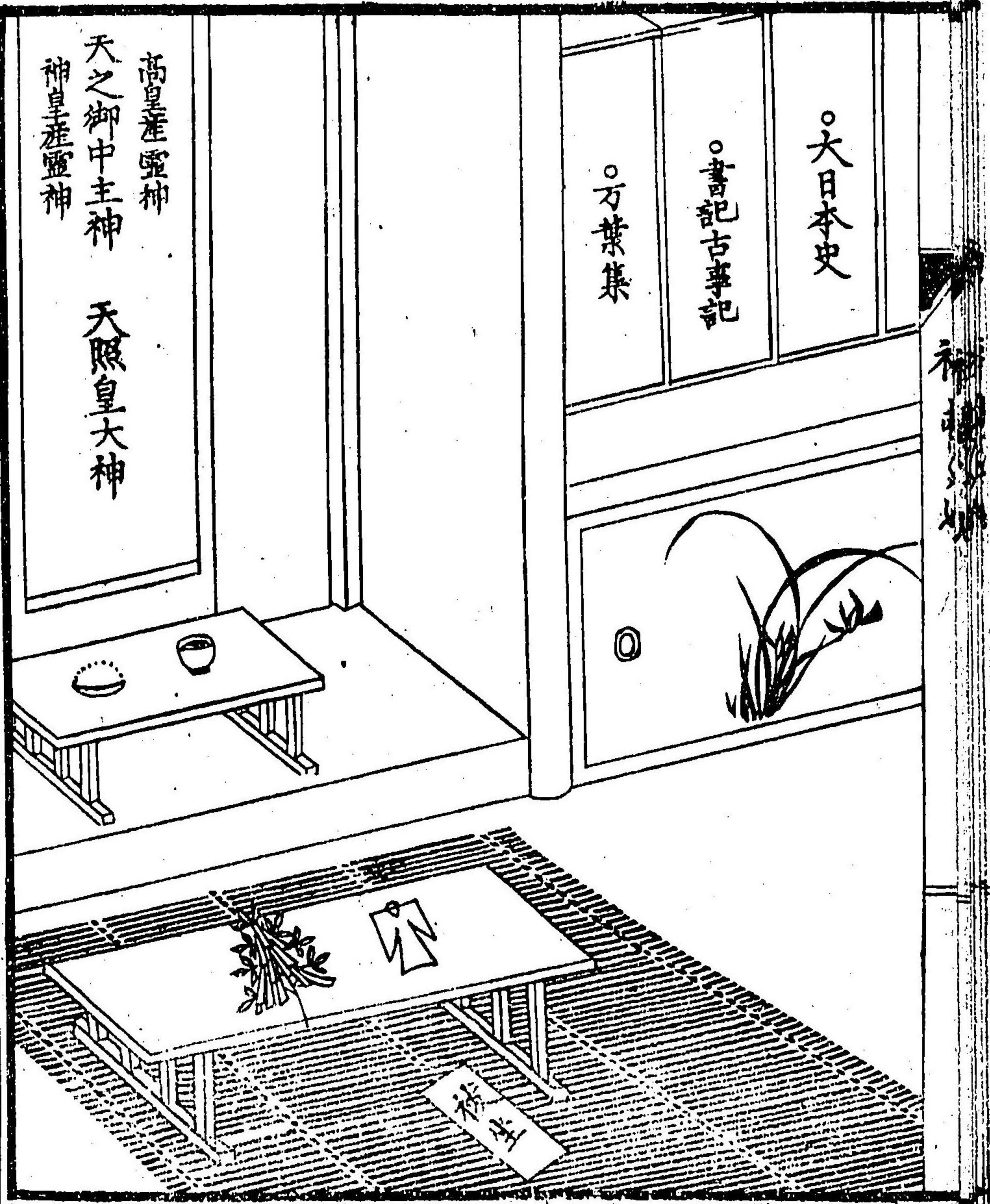
念し。今より後誓て再犯し侍らば再過ち侍らばと
 繰返し申て。後も左の被詞を此被詞卷の幾遍と多く
 神事の終るまで。一心も微音も唱ふべし。尤神事中
 ハ火しる聲を立ぎ。心中もて唱ふべきあり。但し過
 ちしハ罪惡と心付ぎし。思ふべきあり。を
 ぬひ。犯きしハ是ハ罪惡ごと。自己ハ心得つる
 を云。ケ様も過ち犯し。事を痛く悔ひ。神明の宥
 恕を願ひ。再過ちし。再び犯きし。誓ふ。罪科の吉

善ハ轉むる神理もして。詣づる人の心掛なる。能思
 ふべし。或人の説ハ支那も被除法あり。印度も
 灌頂法あり。西洋も洗禮法あり。名こそ違へ。皆我大
 枝の傳訛あるべし。と言ひ左もあるべきあり
 扱大枝ハ六月廿日十二月廿一日ハ限るといへど
 も。六月の末又七月の始。十二月は末一月の始。適宜
 日を書きて。大枝も參詣せぬ老人婦女子の為も。
 已ダ家もて此法を行ふべし。本来主人ハ其家ハ神

棚と。先祖の靈舎の神主あるべ。別々神官を頼む
及ば。自ら是を行ふべ。其法先一間をとり清
めく。天祖の神號幅を掛け。神号幅とハ御中主神皇
産靈二柱天照大神と記
するを云我報徳教會社中此外の神号を用
水と洗
ひぐ此神号幅おき時ハ掛をとりもより
米とを獻り。神の枝を垂紙を付て。神前をさし立。別
々神を垂紙を付ると。形代とを。此形代枝を人
風を吹飛ぬやふ。机を置く。ねて風呂湯を立て湯あ
押へを置べ。机も置く。ねて風呂湯を立て湯あ
み。主人先神拜し祝詞を申し祈るべ。

其式

先神座拜座を設く。下圖の如くきべ。神座の間一
人ツ入るべ。餘人ハ入るべ。
次主人拜座に進む。手を拍再拜し祝詞を申し
祈るべ。
次一人ツ拜座に進む。手を拍ち再拜し。机上の形
代を一枚取て懷中し。神を取て左右左と拂ひて。謹
て下文を説る趣を心中も祈誓は。次も懷中した
る形代も息を三度吹掛け。机の下も置き手を拍て



拜々退々次家人順拜畢らば右の柵を取て家内
を拂ふて川に投ぎ

祝詞

掛卷モ畏キ天之御中主大神高皇產靈大神神皇
產靈大神天照皇大神ノ大前ニ謹ミ敬ヒ畏
モ白ス。此家内ノ者等カ。過チ犯シケン種々ノ罪
事ヲ。今日ノ吉日ニ被ヒ清ムルヲ。被處ノ神等
ニ神議リ議給ヒテ。禍事罪科ヲ被ヒ玉ヘ清メ玉

へト。畏し〜モ乞祈奉ラクト白ス

豫テ家内一同湯あ〜して。主人の神拜終らハ順次
ハ一人ハ進ミテ神拜。前式の如ク形代を取り
懐中。櫛を取テ左右左と拂ヒ。一心ハ前茶大被ハ
詣で。祈り誓ヒ〜ごとく。往事を考へ索めて。巴
心ハ覺ある限リ。過ち犯さる罪をわごへ。深く耻ぢ
痛く悔ひて。右過ち犯〜罪科を。今日の解除ハ被
ヒ玉ハ清め玉ハ見直〜聞直〜玉ハ愛憐を〜せよ

世玉〜と一心ハ祈カ。今より後誓テ再び過ち侍ら
ト再犯侍らトと申。形代ハ息を三度吹掛け。机の
下ハ置テ被詞を繰返〜唱ふべし。家の内ハ聲
の大小過數等ハ心ハ任ま〜。家内の人々順拜終
らハ。櫛も〜家内を拂ヒ〜。形代と共ハ川ハ捨るハ
リ。是を行ふハ親類朋友組合を〜。二三日或ハ四五
日。言合せて行ふハよろし。家業の障りある〜。夜
分行ハも然るべきあり。うの六月十二月ハ行きた

うへ天下の大赦あり。一身一家の赦へ。必き六月
十二月のとも限らば。心もわくる事あり。何時も
まも行ふ。月々も行ふ妨あり。

病者あつて必解除法を行ふべし。其法前も述べた

る如し。神號幅を別室に掛す。病間の外別室あり。病間にて行ふも妨る

水と洗米とを獻り。主人或は主人に代る者。先水

を浴に神拜し。前の祝詞を此家内の者等カトアル

ハ長男某或ハ次子申し。後も。又病者の代拜をあり。此家の父某又妻某或

能々祈念まべし。本来病ハ罪科より發る物なれば。

病氣平癒の祈禱あり。解除法あり。いへ。いへ。いへ。

懇る解除の旨趣を病者もさとし。扱圍の如く形代

を作り。病者の胸に當させ。前条のとと。病者の心

中も覺あり。過ち犯し。事どもの罪科を心中もて

かぞへさせ。深く慚ぢ痛く悔ひ。神明の容恕を願ひ

誓て再過ち侍らし。犯し侍らしと申させ。後も扱の

詞を適宜に唱へ。但し病中あせ。手を清

むるも及ぶ。以て坐して遙拝するも及ぶ。平臥するも
唱へさきべし。借別室にて行ふ處の病者の代拜祈
願終らば、無紙を付する神の杖を以て、病者又病室
内を拂ひ、扱胸の當置する形代を取て、病者も息を
三度ふき掛させし。神と共る川を捨る事前の如し。
罪科を解除するハ、病氣平癒の祈禱の第一ある事
へ前も述るが如し。厚く信じて行ふべきあり。又病
者も朝暮晝夜を分らず、隨意に被の詞を唱へさし

べし。者病の者も共る唱べし。但し微音を以て静
るべし。是病氣平癒の祈願の事あり。罪科を解除
するハ、幽世の幸福を願ふ為也。又此上ある祈禱を
むるあり。さきハ病者天年を養生叶はば、引受
の醫師の断あり。病者もきくめし。被の詞を唱へ
させ。者病の者も断えし。唱ふべし。尤微音を以て静
らるべし。臨終の際も、いやまし。唱ふべきあり。
老親ある人々の心得あり。是孝道の一つ也。

り
神世カミヨの顯幽カミカク別ワカきしとあり。顯事カミコトハ皇孫尊スメミマノミコトの御主宰ミコサカシ。幽
事カミコトハ大國主オホクニノミコの神カミの掌ミタテり給ふ事タマフコトとあり。然シカドるも右
大枝オホエ解除法トクゲホフホウの大主意オホノミチハ前マヘももいへる如ごとく。幽事カミコトハ
屬ツクして罪科ツミカ密私ヒソカニも涉ワタり。自己ミヅカも心付ココロツキぎ官ツカサありし罪ツミ
まべうとざる罪科ツミカを被除ガシヨし。且過ヨリち犯トせし事コトども
を深く耻ハぢ痛イタく悔クひて。靈魂タマシも徹トせしめ。再過マタたど
再び犯トさすと誓チカひ。聊イサカも惡アクき事を思オモはし。邪念ヤコトを置

トと。神カミハ祈誓イノチカする真心マコトの一つヒトツブあり。此一真心コノマコトを
々々タタバ。神拜カミユも祝詞イハヒも皆贅物タガヒモノとあり。無用ムコトも爲ナる
あり。此一真心コノマコト大枝オホエ解除法トクゲホフホウの眼目メノメもせむ。此眼目コノメノメ
心を付ツケて信シをこころし。顯世カミヨ幽世カクヨの幸福シユフクを祈イノるへき
事コトあり。うー

叔世オホセの中ナカもへ了簡違リョウカンタの事コト多オホし。其内コノウチ爰ココも言イふを叶
いさる事コトあり。其ハ病者ヤマトありても信心シンシンさへまれば。
醫師イシも掛イらざると薬クすりハ飲ノまばるとよろし。と言イハシ思オモ

人あり甚しき了簡違ひあり。病も醫藥を用ゆるに
則神の御定あり。その神代も大名持少彦名の神醫
藥の方を定め玉へる事。神典に昭々たり。病も醫藥
を用ゆるよりよろしんも。此大神何ぞ醫藥の方
を開き玉ふべき能く考ふべきあり。扱此大神ハ長
く外國に渡らせ玉へば。漢方と云も西洋方と云も。
元ハこの大神の御恩頼より出たりあり。平
田翁のいふをきくもさるるあり。又心さへ正

直あせバ。信心ハせざともよろしと言人あり。是も
又了簡違ひあり。方今御教憲の第一に敬神とあり
をみても悟る事。其外神と言ひのハあり。因果應
報といふ事もあらざる。一言も言拂ふ人あり。是
ハ慕論をせバいふもならざる。是の事あん究む
あ

後詞

罪穢ヲ後ヒ玉ヘ伊豆ノ御靈ヲ幸ヘ玉ヘ

福住正兄著書刻成目

富國捷徑 初三四編 四冊

報德教會道志 卷 初二編 二冊

本教圖說 一冊

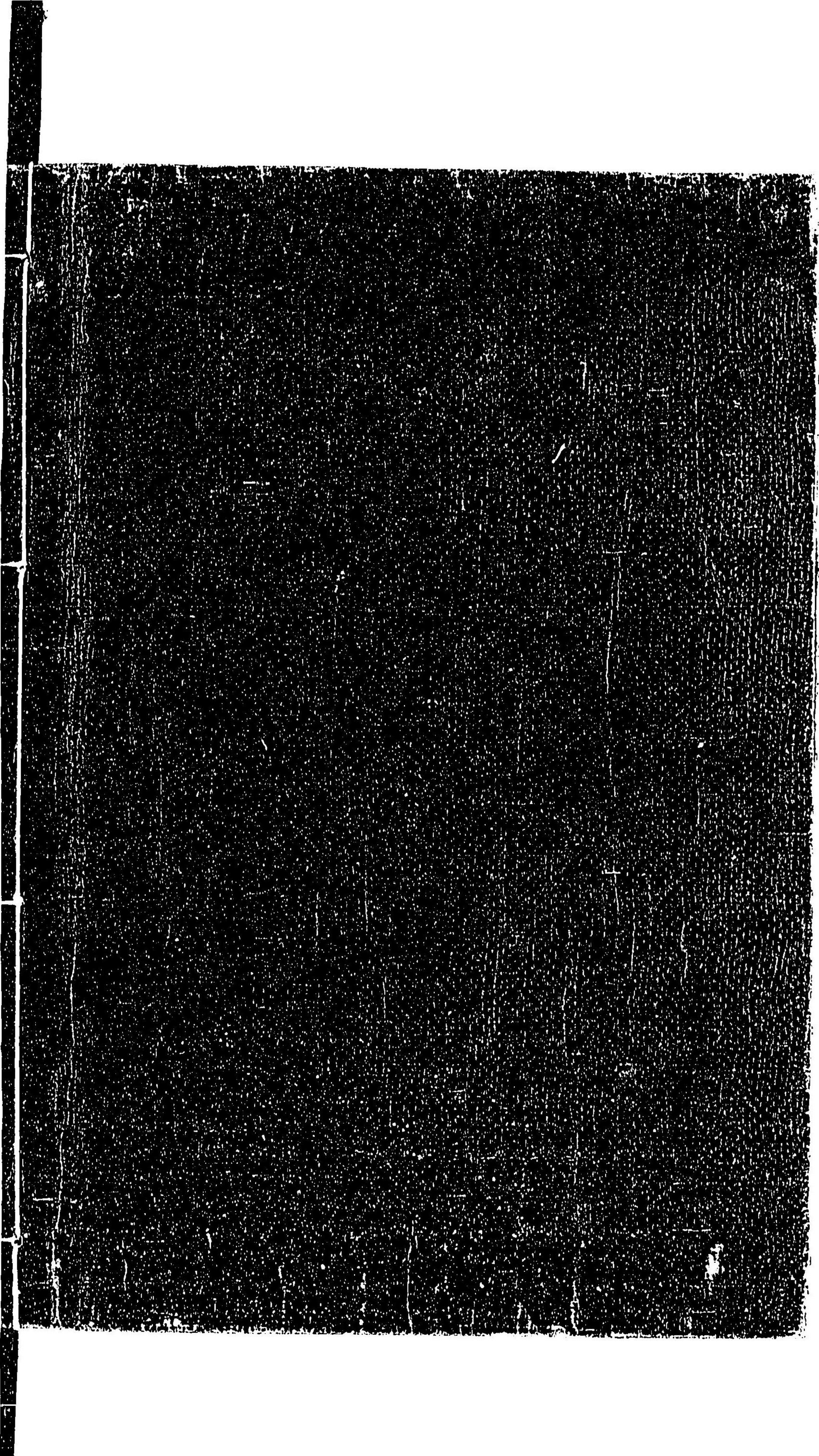
教會標榜 一枚

官許 明治八年四月八日

書肆

水野慶治郎

高橋松之助



特35
812

014570-000-1

特35-812

祓すすめ

福住 正兄/著

M8

ABB-0985

